

個人企業経済調査の取組の方向性

1 基本的考え方

(1) 昨年度の試験調査結果

都道府県単位の実査の民間開放については、適切な民間事業者の選定により、現行の個人企業経済調査と同様の質を確保し得ると考えられる

全国規模の実査の民間開放については、本体調査と同等の質を確保可能との結論を出すことはできない

都道府県単位の試験調査で良好な結果を挙げた受託事業者は、今後、規模や内容が類似した調査については積極的に受託する意向

(2) 試験調査結果を踏まえた取組の方向

試験調査結果から、3つの視点（基本原則：質の確保、業務効率化、受託可能性）に照らして検討

- ・視点1 都道府県単位で、かつ、適切な民間事業者の選定等がなされれば、質の確保は可能
- ・視点2 都道府県における意向・ニーズを確認する必要
- ・視点3 試験調査において得られたデータを踏まえると、都道府県単位であれば、受託可能性は見込み得る（ただし、実際の調査内容とコストを踏まえた意向を民間事業者に再確認する必要）

取組の方向

希望する都道府県において、平成20年度以降の調査に係る実査の民間開放を可能とする方向で、必要な措置を検討。その際、

- ・適切な民間事業者選定等のため、入札方法等の「基準・条件」を提示
- ・実際の調査内容とコストを踏まえた意向を民間事業者に再確認
- ・必要な情報を可能な限り提供した上で、各都道府県の意向を確認

2 具体的方針

(1) 民間開放の対象事務

調査票の配布・収集・検査、照会対応及びこれらに付随する事務とする。

- (1) 民間事業者は、調査員に検査を行わせるとともに、調査員から提出された調査票等を審査し、未記入項目等を可能な限りなくした上で納品する責任を負う。
- (2) 民間事業者から納品を受けた調査票等に係る都道府県の審査の在り方については、業務の実態を踏まえ引き続き検討し、8月中に結論を得る。

(2) 質（結果精度）

民間開放を実施する場合、当該都道府県において、民間開放の実施により質（結果精度）の水準が低下することのないよう、入札、契約及び受託事業者の監督・モニタリングを適切に実施する。

特に、入札については、価格のみではなく民間事業者の業務遂行能力を適切に評価した上で受託事業者を選定することとする。

(3) コスト

実査の民間開放を行うか否かを理由として、各都道府県への委託費交付額に差異を設けることはしない。

（ 3 ）民間開放は効率化のために行うものであるため、民間開放に伴って経費が増加することは適切でない。

(4) 契約期間

四半期毎に実施という本調査の特性を踏まえ、契約期間を複数年とする場合には、都道府県の当該年度予算において債務負担行為（地方自治法第 214 条）を設定する必要がある。

(5) 民間事業者からの意見聴取（意向再確認）

実際の調査内容、コスト（委託費交付額）等を踏まえた受託可能性について、8 月中に統計局において民間事業者からの意見聴取を行い、各都道府県にその結果の情報を提供する。

(6) 必要な環境整備の実施

関係政省令の改正

統計法施行令を改正し、本調査について調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して実施することを可能とする。

調査規則についても、同政令と併せて改正する。

入札方法等の「基準・条件」の提示

以下の事項について定めた入札仕様書、入札説明書及び契約書のモデル例等を提示。

- ・ 入札参加資格（適格な資格要件）
- ・ 民間事業者の業務遂行能力の適切な評価（入札方法、評価）
- ・ 契約により達成されるべき結果精度の水準
- ・ 秘密の保護に関し、受託事業者が講じるべき措置
- ・ 受託事業者に対する確実かつ定期的な監督・モニタリングの実施

その他

以下の事項についてもさらに検討を行い、「基準・条件」と併せて提示。

- ・ 受託事業者の債務不履行等に備えたりスク管理方策
- ・ 民間事業者が本調査を実施する場合の統計調査員の活用方策

(7) 各都道府県における意向・ニーズの確認

「基準・条件」の骨子、民間事業者からの意見聴取結果等、必要な情報を可能な限り提供した上で、各都道府県の意向を確認。なお、それまでの間においても、適宜、意向確認や意見交換を実施。

3 スケジュール

- | | |
|-------|--|
| ～ 7月末 | 本案についての都道府県に対する意見等の照会 |
| 8月 | 受託可能性等に係る民間事業者からの意見聴取 |
| 9月～ | 個人企業経済調査の民間開放の実施方策の策定
「基準・条件」の骨子案の提示
各都道府県の意向照会
統計法施行令・調査規則改正案の検討 |
| 年内 | 統計法施行令・調査規則改正案の確定
「基準・条件」の具体的内容案の提示 |
| 年度内 | 統計法施行令・調査規則の公布・施行、「基準・条件」の確定 |